

ワークライフマネジメント 各種制度

共通

テレワーク勤務制度

日数制限なし・マイブレイス勤務（在宅勤務）手当

時差出勤制度

始業時間の前後 2 時間まで 15 分単位での時差出勤

時間単位年次有給休暇

1 時間単位で年次有給休暇取得可能（年 5 日分）

半日単位の振替休暇

休日出勤時の振替を半日単位で取得可能

保存有給休暇

失効した年次有給休暇を、保存有給休暇として保有。
休業などで振替利用可能

ヘルスケア休暇

健康診断結果による通院、入院など 10 日限度

休業規程の改定

育児や介護などによる休業期間が年間 3 分の 1 以下
の場合も、評価対象となるように制度改定

フレックスタイム制度

部門単位での適用、半年ごとに適用見直し可能（コ
アタイムあり）

育児

出生時育児休業

子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可能
労働者が休業前に合意した範囲で、休業中に就業す
ることも可能

育児休業

男女ともに当該子の出生日後 2 年と 8 週間を経るま
で取得可能

子の看護休暇

1 年につき 10 日間を限度として、負傷・疾病した
子（小学校 3 年生まで）のケアを目的として取得可
能

年次有給休暇の保有日数が 10 日を下回った場合、

育児短時間勤務

1 日 2 時間または 3 時間を限度として 15 分単位に
よる短時間勤務が可能（小学校 3 年生まで）

育児シフト勤務

勤務時間を変更せず 2 時間以内 15 分単位によるシ
フト勤務が可能（小学校 3 年生まで）

特別休暇

配偶者出産の時：3 日以内

介護

介護休業

同一対象家族 1 人につき通算 1 年取得可能

介護休暇

年次有給休暇とは別に、1 年間に付き 10 日間を限
度として、介護休暇を取得可能
年次有給休暇の保有日数が 10 日を下回った場合、
保存有給休暇へ振替可能

介護短時間勤務

1 日 2 時間または 3 時間を限度として 15 分単位
による短時間勤務が可能

介護シフト勤務

勤務時間を変更せず 2 時間以内 15 分単位による
シフト勤務が可能